

## 初診料にかかる選定療養費について

厚生労働省は、平成 18 年 10 月 1 日の健康保険法の改定で、地域の医院・診療所と病院との役割分担と連携を進めるため、一般病床が 200 床以上の病院に対して、紹介状がない場合には、初診の選定療養費（保険外併用療養費）として費用負担を定めました。（保険外併用療養費には、他に「特別室の料金」「前歯部の金属材料差額」などが該当します。）

この法令により当院（一般病床 224 床）では、紹介状を持たずに初診で受診される場合は、選定療養費をお支払い頂かなければなりません。本取扱いの詳細は下記の通りとなります。

### 記

1. 対象となる方　：　①紹介状をお持ちでない初診の方  
②歯科口腔外科以外に通院しており、歯科口腔外科にはじめて受診される方  
③歯科口腔外科に通院しており、歯科口腔外科以外にはじめて受診される方
  2. 選定療養費の金額　：　¥ 1, 6 5 0（消費税含む）
  3. 対象外の方  
①他の医療機関の医師の紹介状を持参いただいている方  
②救急車で来院された方  
③診療時間外に受診された方  
④公費負担医療受給者の方
    - ・労働者災害補償保険法　　・特定医療費給付事業
    - ・生活保護法　　・中国残留邦人等支援法
    - ・子ども医療費　　・母子家庭等医療費　　・心身障害者医療費
    - ・精神障害者医療費　　・後期高齢者福祉医療費など
- ご不明な点につきましては、総合受付までお尋ね下さい。